

重 要 事 項 説 明 書（移動支援用）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている移動支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び吹田市地域生活支援事業者の登録に関する要領に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 移動支援を提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社マノア
代 表 者 氏 名	代表取締役 佐藤大和
本 社 所 在 地	大阪府吹田市佐井寺 1 丁目 16 番 10 号
法人設立年月日	令和 4 年 4 月 7 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	まめと訪問介護		
サービスの主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 障がい児 難病等対象者		
吹田市登録事業所番号	2761604392（令和4年7月1日登録）		
事業所所在地	大阪府吹田市佐井寺一丁目1-4		
連絡先 相談担当者名	電話番号：06-6318-9710 ファックス番号：06-6318-9711 相談担当者：佐藤朋子		
事業所の通常の事業実施地域	吹田市全域		
事業所が行う他の指定障がい福祉サービス等	居宅介護	2711603072	号（令和4年7月1日指定）
	重度訪問介護	2711603072	号（令和4年7月1日指定）

(3) 事業の目的および運営方針

事 業 の 目 的	事業所において実施する登録地域生活支援事業の移動支援（以下「移動支援」という。）、の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、移動支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った移動支援の提供を確保することを目的とする。
-----------	---

運 営 方 針	事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。また、移動支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
---------	--

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日までとする。ただし祝日、12月29日から1月3日を除く。
営 業 時 間	午前9時から午後5時

(5) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日を除く。
サービス提供時間	午前7時から午後10時

(6) 事業所の職員体制

管 理 者	佐藤 朋子
-------	-------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人以上
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、移動支援が適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 2 利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成します。 3 利用者及びその同居の家族に移動支援計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 4 移動支援計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて移動支援計画の変更を行います。	常 勤 1人以上

	5 移動支援事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整を行います。 6 移動支援従業者（以下「ヘルパー」という）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。	
訪問介護員	1 移動支援計画に基づき、移動支援を提供します。 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常 勤 1人以上 非常勤 1人以上

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サ ー ビ ス の 内 容
利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に移動支援計画を作成します。
社会生活上で必要不可欠な外出※1や、社会参加又は余暇活動のための外出※2（以下、「外出」とする。）時における移動の介護又は介助を行います。
外出先での排泄、食事等の介護又は介助を行います。
外出中やその前後におけるコミュニケーション支援（代筆、代読等）を行います。
外出に伴い必要と認められる、外出前後の身の回りの世話や整理を行います。

※1：金融機関への外出、生活必需品等の買い物、冠婚葬祭、理美容等のための外出。

※2：各種行事の参加、レクリエーション等

(2) 対象とならないサービスの内容

次の内容は、原則サービスの対象外となります。

- ①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- ②通年かつ長期にわたる外出（保育所、幼稚園及び学校、学童保育等への送迎等）
- ③障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所、日中一時支援事業所等利用時の送迎
- ④医療機関への通院、官公署、相談支援事業所への外出（指定居宅介護における通院等介助でのサービス）
- ⑤社会通念上、適当でない外出

(3) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(4) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、吹田市が定める単価による利用料が発生します。

原則として「利用料の1割」が自己負担となりますが、課税状況等に応じて負担上限月額が決められています。

移動支援の単価については、別紙、「吹田市地域生活支援事業（移動支援事業）単価表」をご覧ください。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、移動支援計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、移動支援計画の見直しを行ないます。

※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

※ 利用者の体調等の理由で移動支援計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

4 その他の費用について

①交通費	公共交通機関等を利用した場合は、その実費を徴収します。 事業所の自動車を使用したときは下記に記載の額を徴収します。 事業所から片道3キロメートル未満 500円 事業所から片道3キロメートル以上 1000円	
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供あたりの利用料の50%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供あたりの利用料の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③サービス提供中に必要となる公共交通機関等の交通費	利用者（お客様）の別途負担となります。	

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 20 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、移動支援費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 2 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 10 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	佐藤朋子
	イ	連絡先電話番号	06-6318-9710
	同	ファックス番号	06-6318-9711
	ウ	受付日および受付時間	平日午前 9 時～午後 5 時

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 移動支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「移動支援計画」を作成します。作成した「移動支援計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は「移動支援計画」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 移動支援計画の変更等

「移動支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 佐藤朋子
-------------	----------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針を整備しています。

④ 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 成年後見制度の利用を支援します。

⑥ 苦情解決体制を整備しています。

⑦ 介護相談員を受入れます。

⑧ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	○事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
-------------------------	---

②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--------------	---

10 緊急時の対応方法について

- (1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名：	続柄：
	住 所：	
	電話番号：	
	携帯電話：	
	勤 務 先：	
【主治医】	医療機関名：	
	氏 名：	
	電 話 番 号：	

- (2) 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

電話番号：06-6318-9710 （対応可能時間 午前9時～午後5時）

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	吹田市
	担当部・課名	障がい福祉室
	電話番号・FAX 番号	電話番号：06-6384-1348 FAX 番号：06-6385-1031

障 が い 者 相 談 支 援 セ ン タ ー	事業所名	
	所在地	
	担当相談支援専門員氏名	
	電話番号・FAX 番号	

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	訪問介護・訪問型サポートサービス・居宅介護・重度訪問介護・移動支援 ・介護保険外サービス

12 身分証携行義務

移動支援従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

移動支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

移動支援事業者は、移動支援の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

移動支援の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① 移動支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 移動支援の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 移動支援サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) サービス提供責任者(移動支援計画を作る者)

氏名 佐藤 朋子 (連絡先：06-6318-9710)

(2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担額

曜日	訪問時間帯	計画時間数	サービス内容	算定単位数	算定額	利用者負担額
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						
1 週当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額						

(3) その他の費用

① 交通費の有無	重要事項説明書 4－①記載のとおりです。
② キャンセル料	重要事項説明書 4－②記載のとおりです。
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書 4－③記載のとおりです。
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	重要事項説明書 4－④記載のとおりです。

(4) 1 ヶ月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円程度
----------	-----

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

18 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した移動支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 提供した移動支援に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 提供した移動支援に関し、吹田市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して吹田市が行う調査に協力するとともに、吹田市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

【事業者の窓口】 株式会社マノア まめと訪問介護	所在地 吹田市佐井寺一丁目1-4 電話番号 06-6318-7910 ファックス番号 06-6318-7911 受付時間 平日 午前9時～午後5時
【市町村の窓口】 吹田市役所 障がい福祉室	所在地 吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号 06-6384-1348 ファックス番号 06-6385-1031 受付時間 平日 午前9時～午後5時30分
【公的窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪市中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター内 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 平日 午前10時～午後4時

19 第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
直近の実施年月日	
実施した評価機関の名所	
評価結果の開示状況 (公表の有無・公表場所等)	

20 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、吹田市地域生活支援事業者の登録に関する要領に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府吹田市佐井寺一丁目1-4	
	法人名	株式会社マノア	
	代表者名	佐藤 大和	⑩
	事業所名	まめと訪問介護	
	説明者氏名	佐藤 朋子	⑩

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	⑩

代理人	住所	
	氏名	⑩

【吹田市地域支援事業（移動支援事業）単価表】令和元年9月サービス提供分以降版

移動介助(身体介護を伴う) [基本額]			移動支援(身体介護を伴う) [開始時加算] ※開始時から最大1.5Hまで加算が付きます	
時間帯	時間	基準額	時間帯	基準額
日中	0.5時間	870	開始 日中 0.5H	1,570
日中	1.0時間	1,740	開始 夜間早朝 0.5H	1,960
日中	1.5時間	2,610	開始 深夜 0.5H	2,350
日中	2.0時間	3,480	開始 日中 1.0H	2,500
日中	2.5時間	4,350	開始 夜間早朝 1.0H	3,130
日中	3.0時間	5,220	開始 深夜 1.0H	3,750
日中	3.5時間	6,080	開始 日中 1.5H	3,540
日中	4.0時間	6,950	開始 夜間早朝 1.5H	4,420
日中	4.5時間	7,820	開始 深夜 1.5H	5,310
日中	5.0時間	8,690	開始 日中 0.5H 夜間早朝 0.5H	2,730
日中	5.5時間	9,560	開始 夜間早朝 0.5H 日中 0.5H	2,890
日中	6.0時間	10,430	開始 夜間早朝 0.5H 深夜 0.5H	3,360
日中	6.5時間	11,300	開始 深夜 0.5H 夜間早朝 0.5H	3,520
日中	7.0時間	12,170	開始 日中 1.0H 夜間早朝 0.5H	3,790
日中	7.5時間	13,040	開始 夜間早朝 0.5H 日中 1.0H	3,930
日中	8.0時間	13,910	開始 日中 0.5H 夜間早朝 1.0H	4,040
日中	8.5時間	14,780	開始 夜間早朝 1.0H 日中 0.5H	4,170
日中	9.0時間	15,650	開始 夜間早朝 1.0H 深夜 0.5H	4,690
日中	9.5時間	16,510	開始 深夜 0.5H 夜間早朝 1.0H	4,820
日中	10.0時間	17,380	開始 夜間早朝 0.5H 深夜 1.0H	4,920
日中	10.5時間	18,250	開始 深夜 1.0H 夜間早朝 0.5H	5,050
夜間早朝	0.5時間	1,090		
夜間早朝	1.0時間	2,170		
夜間早朝	1.5時間	3,260		
夜間早朝	2.0時間	4,350		
夜間早朝	2.5時間	5,440		
夜間早朝	3.0時間	6,520		
夜間早朝	3.5時間	7,610		
夜間早朝	4.0時間	8,690		
夜間早朝	4.5時間	9,790		
夜間早朝	5.0時間	10,870		
夜間早朝	5.5時間	11,960		
夜間早朝	6.0時間	13,040		
夜間早朝	6.5時間	14,130		
深夜	0.5時間	1,300		
深夜	1.0時間	2,610		
深夜	1.5時間	3,910		
深夜	2.0時間	5,220		
深夜	2.5時間	6,520		
深夜	3.0時間	7,820		
深夜	3.5時間	9,130		
深夜	4.0時間	10,430		
深夜	4.5時間	11,730		
深夜	5.0時間	13,040		
深夜	5.5時間	14,340		
深夜	6.0時間	15,650		
深夜	6.5時間	16,950		
深夜	7.0時間	18,250		
深夜	7.5時間	19,560		
深夜	8.0時間	20,860		
深夜	8.5時間	22,160		

【吹田市地域支援事業（移動支援事業）単価表】令和元年9月サービス提供分以降版

居宅介助(身体介護を伴わない) [基本額]			居宅介護(身体介護を伴わない) [開始時加算] ※開始時から最大1.5Hまで加算が付きます	
時間帯	時間	基準額	時間帯	基準額▲は減算
日中	0.5 時間	1,090	開始 日中 0.5H	50
日中	1.0 時間	2,040	開始 夜間早朝 0.5H	60
日中	1.5 時間	2,860	開始 深夜 0.5H	70
日中	2.0 時間	3,590	開始 日中 0.5H 夜間早朝 0.5H	▲10
日中	2.5 時間	4,320	開始 夜間早朝 0.5H 日中 0.5H	10
日中	3.0 時間	5,040	開始 夜間早朝 0.5H 深夜 0.5H	▲20
日中	3.5 時間	5,770	開始 深夜 0.5H 夜間早朝 0.5H	10
日中	4.0 時間	6,500	開始 夜間早朝 0.5H 日中 1.0H	10
日中	4.5 時間	7,230	開始 日中 0.5H 夜間早朝 1.0H	▲20
日中	5.0 時間	7,960	開始 夜間早朝 0.5H 深夜 1.0H	▲10
日中	5.5 時間	8,750	※0.5H のみのサービス提供の場合、また時間帯がまたがるサービス提供の初めの時間帯が 0.5H から始まる場合は、最初の 1.5 時間まで開始時加減算が付きます。	
日中	6.0 時間	9,540		
日中	6.5 時間	10,340		
日中	7.0 時間	11,130		
日中	7.5 時間	11,930		
日中	8.0 時間	12,720		
日中	8.5 時間	13,520		
日中	9.0 時間	14,310		
日中	9.5 時間	15,110		
日中	10.0 時間	15,900		
日中	10.5 時間	16,700		
夜間早朝	0.5 時間	1,360		
夜間早朝	1.0 時間	2,550		
夜間早朝	1.5 時間	3,570		
夜間早朝	2.0 時間	4,480		
夜間早朝	2.5 時間	5,400		
夜間早朝	3.0 時間	6,310		
夜間早朝	3.5 時間	7,220		
夜間早朝	4.0 時間	8,130		
夜間早朝	4.5 時間	9,040		
夜間早朝	5.0 時間	9,950		
夜間早朝	5.5 時間	10,930		
夜間早朝	6.0 時間	11,930		
夜間早朝	6.5 時間	12,920		
深夜	0.5 時間	1,630		
深夜	1.0 時間	3,070		
深夜	1.5 時間	4,290		
深夜	2.0 時間	5,380		
深夜	2.5 時間	6,480		
深夜	3.0 時間	7,570		
深夜	3.5 時間	8,660		
深夜	4.0 時間	9,760		
深夜	4.5 時間	10,850		
深夜	5.0 時間	11,940		
深夜	5.5 時間	13,120		
深夜	6.0 時間	14,310		
深夜	6.5 時間	15,510		
深夜	7.0 時間	16,700		
深夜	7.5 時間	17,890		
深夜	8.0 時間	19,080		
深夜	8.5 時間	20,280		